

二室  
七課

## 市役所の機構変わる

## 新しく企画審議室を置く

会社や工場で成果をあげている、事務処理の合理化にならつて、市役所や役場などの公共団体でも、その問題についてしんげんに研究され、一つの改善ブームとなつてゐる。

市役所の機構や、事務処理の改善については、前から希望されていたが、昨年七月に日本マネージメント研究所にて、事務処理合理化の専門的立場から、事務量調査、事務処理のながれ、職務調査、窓口処理の状況等の、行政診断をしてもらつたために診断を委託した。その結果、

① 市政の機構が住民によく理解され、親しみやすいものでなければならぬ。  
② それをみたための範囲で、機構の改革を行う必要がある。  
③ 住民に接する窓口事務は、一本化し能率をはかる必要がある。

④ 各課で行う計算、書類等の共通事務は、できるかぎり集中管理として、各課本来の業務に、力をそそぐ必要がある。

⑤ 各種事務に使用されている帳票は、できるかぎり統廃合を行ない、伝票制度を採用すること。

⑥ 物品の集中購入を行なう。

⑦ 長の権限をできるだけ監督層にゆだねて、事務処理のじん速化につとめるこ

との改善案の答申があつた。市はその答申を骨子として行政機構の改革と事務処理の

合理化について、研究討議を行ない、その結果、新春一月一日から、新しい機構として、企画審議室、総務課、税務課

市民課、保健課、産業課、建

設課、水道課、出納室の二室

七課を置くことになった。

今までには、課や係がタテ割

りの形態になつていて、皆さ

んが届け出や、申請をすると

△手当がもらえる人

事務教育終了前の子供を養

育している母親、または母が

いないため祖父母、兄弟そ

の人が養つている家庭で次

△手当がもらえる人

扶養手当の金額は、児童一

人の場合月八〇〇円、二人

の場合は月八〇〇円、三人以

上の場合は一人につき二〇〇

円が加算される。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人の場合月八〇〇円、二人

の場合は月八〇〇円、三人以

上の場合は一人につき二〇〇

円が加算される。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給

されません。

△手当の額と支払い月

扶養手当の金額は、児童一

人、父母が明らかでない児童

(捨て子)

ただし、母親や養育者、児

童が公的年金や遺族補償をう

けている場合、母親や養育者

が前年に十三万円(児童一人

につき三万円を加算)以上の

収入があるときなどには支給